

クライミング施設における消費者安全に関する意見

令和7年8月4日
消費者委員会

スポーツクライミングがオリンピック種目に採用されたこと等もあり、近年様々な場所（スポーツ施設、体育館、学校、遊戯施設、公園等）にクライミング施設¹が設置されるようになってきている。

スポーツクライミングは、IFSC²クライミングワールドカップが毎年、IFSCクライミング世界選手権が隔年で開催されており、2028年に開催予定の第34回オリンピック競技大会（ロサンゼルス2028）の種目にも決定しており、国際的な隆盛状況となっている。クライミングは小さな子どもから高齢者まで幅広い年齢層が行うことができるスポーツ（遊び・レクリエーション）ともいえ、生涯スポーツとしての有用性が高いとの見方もある³。

クライミングは高い壁を生身で登るため、安全でない体勢で落下すると、大きな事故につながる可能性がある。実際、事故情報データベース⁴では、クライミングに関する事故が26件確認されており、そのうち骨折など、治療期間1か月以上の事故も登録されている。

第460回消費者委員会本会議において有識者等からヒアリングを実施したところ、有識者からは、アンケート調査の結果、クライミングにおいて約6割の者が何らかの外傷・障害を経験しているとの報告があった⁵。民間クライミングジムなど急速に設置が進んでいる施設においては、事業者から行政機関に事故情報が伝達される仕組みが整っていないところもある可能性がある。

また、クライミングの競技会においては、安全確保のためのルールが定められている。しかし、競技とは離れ、様々な場所に設置されているクライミング施設では、必ずしも一定の規格を遵守することが法令上定められているわけではない。事業者からも、クライミングが短期間に普及した結果、競技者が利用する専門施設だけでなく、小規模なジム、子どもが利用できるようなジム・公園等が増加し、施設の安全確保に課題が存在する可能性

¹ ここでいうクライミング施設とは、競技としてスポーツクライミングを行う競技施設だけでなく、民間のクライミングジムや遊具的なクライミング・ウォールを設置している学校、遊戯施設、公園等クライミング・ウォールを登って遊ぶ・楽しむ場所を消費者に提供している施設全般をいう。なお、本件では、スポーツクライミングと同様に高い所に登ることを目的とし、落下（着地）することが予定されているクライミング・ウォールを想定している。

² 国際スポーツクライミング連盟（IFSC：International Federation of Sport Climbing）。

³ 第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」（東商アソシエート）8頁。

⁴ 事故情報データベースとは、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より事故情報、危険情報を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（2010年4月より運用開始）。なお、消費者からの申出等をもとにしたものであり、事実関係が確認されていない事例も含む。

⁵ 六角智之・加藤勝行・富澤隆一郎・樋口拓哉「スポーツクライミングによるスポーツ外傷・障害の実態調査」『日本臨床スポーツ医学会誌』27巻3号（2019年）525-531頁

（<https://rinspo.jp/journal/2010/files/27-3/525-531.pdf>）。第460回消費者委員会本会議資料1-3「スポーツクライミングによるスポーツ外傷・障害の実態と現状の調査から見えてきたこと」（加藤教授）4頁。なお、アウトドアにおけるクライミングによる外傷・障害の経験を含む。

もあるといった指摘があった⁶。クライミング施設は競技者が利用する専門施設だけでなく、子どもが利用できるようなジム・公園等もあることから、消費者委員会では、様々な場所で楽しむことが可能となっているクライミングについて、事故情報を適切に収集し、事故の発生状況等実態を踏まえ、安全面での対応策を実施することが重要と考えている。

以下第1では、クライミングについて簡単に説明する。第2では、クライミング施設における事故の状況を整理する。第3では、クライミング施設における課題を整理する。第4では、第1から第3を踏まえ、クライミング施設における消費者安全について必要な対策について意見を述べる。

第1 クライミングとは

1 スポーツクライミング

スポーツクライミングは2021年に開催された第32回オリンピック競技大会(東京2020)において初めて競技に採用され、その愛好者は60万人程度、全国に500店舗前後の民間クライミングジムが展開している⁷。

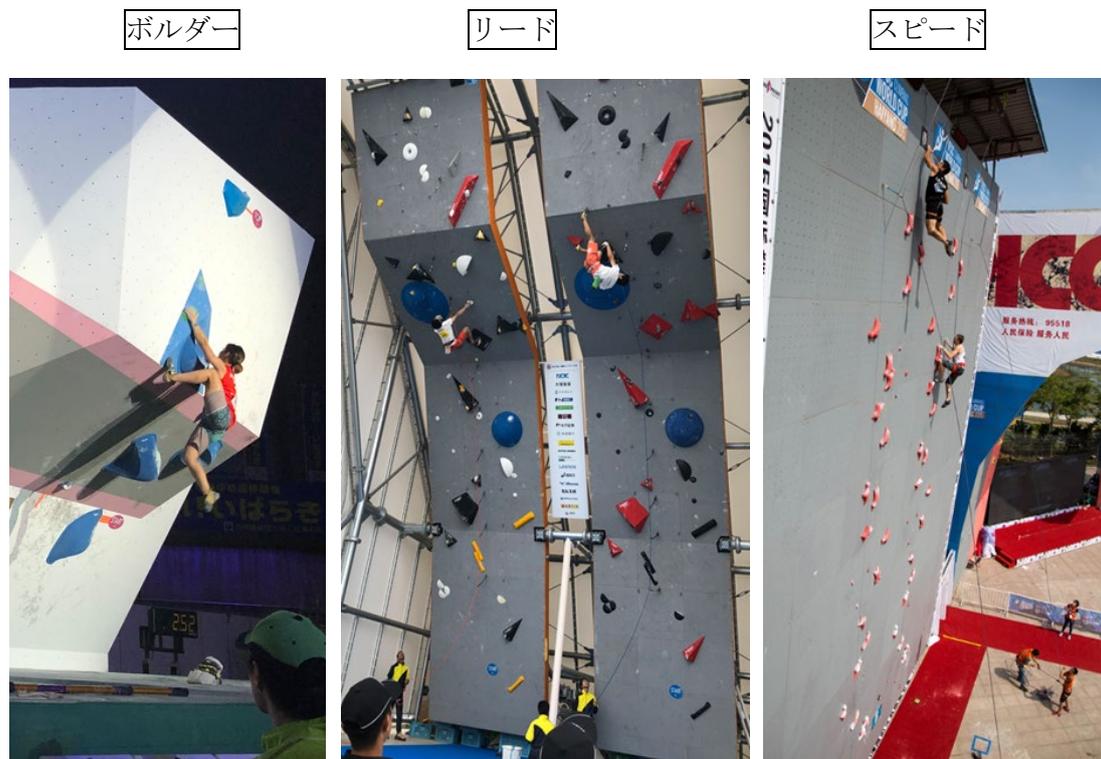
スポーツクライミングには、「ボルダー」⁸、「リード」、「スピード」の3種目がある。「ボルダー」は、高さ5メートル程度のウォールに、ルートが複数あり、登れたルート数を競うものである。「リード」は、高さ15メートル程度のウォールにあるルートに登り、その到達高度を競うものである。「スピード」は、高さ15.7メートルのウォールのルートに登り、ゴールまでの到達時間を競うものである。

⁶ 第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」(東商アソシエート)9頁及び15頁。

⁷ 第460回消費者委員会本会議資料1-1「スポーツクライミング 現状について」(日本山岳・スポーツクライミング協会)12頁及び資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」(東商アソシエート)3頁。

⁸ 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(JMSCA)は、「ボルダリング」の国内での呼称を2023年4月1日から「ボルダー」に変更し、国際スポーツクライミング連盟が使用し、国際的に定着している呼び方に統一した。

図1 スポーツクライミングの競技種目



出典：第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」（東商アソシエート）4頁。

「ボルダール」は、ロープ等の安全装置の装着を必要とせず下部にマットを敷設しているため、より気軽に参加することが可能となっている。他方、マット外に落下したり、安全でない体勢で落下すると事故につながる可能性もある。

2 様々な場所に設置されるクライミング施設

イベントとしての「体験クライミング」も行われている。また、児童の体力づくりにも適しているとされ、東京都や茨城県では小学校において、計画的に人工壁（クライミング・ウォール）を設置することを推進している⁹。

また、消費者委員会において調査したところ、前述のように、「民間クライミングジム」、「学校」のほか、「こどもが遊びで利用するような室内パーク」、「ホテルの施設内」、「公共のスタジアム・体育館」、「屋外の公園」、「保育施設」等様々な場所に設置されていることが分かった。施設の態様は様々であり、壁の高さ、壁の傾き・角度、壁全体の大きさ、屋内又は屋外、有料又は無料などそれぞれ異なっている。

⁹ 第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」（東商アソシエート）7頁。

図2 小学校の体育の授業で「ボルダー」が行われた例



出典：第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」（東商アソシエート）7頁。

図3 クライミングを行う幼児や高齢者



出典：第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」（東商アソシエート）5頁及び8頁。

第2 クライミング施設における事故の状況

1 事故情報データバンク

事故情報データバンクのクライミングに関する事故情報を集計したところ、その件数は

26件（2011年2月～2024年10月¹⁰）であった。死亡事故の情報はないが、治療期間1か月以上の骨折13件¹¹、神経・脊髄の損傷2件¹²等¹³が発生している。

2 医療機関ネットワーク

医療機関ネットワーク事業¹⁴により収集された事故情報のうち入力項目に「ボルダリング」又は「スポーツクライミング」いずれかの文言が含まれる事故情報を集計したところ、その件数は12件（2015年9月～2024年4月¹⁵）であった。

内訳は、受傷者の年代別では、0～4歳が3件、5～9歳が7件、10歳代が2件となっている。事故発生場所としては、公共施設が2件、民間施設が3件、公園・遊園地が3件、その他が4件となっている。危害の程度としては、中等症（生命に危険はないが、入院を要する状態。ただし、入院しなくても骨折等の疾病を含む。）が5件、軽症（入院を要さないもの）が7件となっている。

3 学校における災害共済給付の状況

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校（園）で起こったけがなどに対して医療費の給付を行っている。2013～2022年度までの災害給付データのうち、災害発生時の状況に「ボルダリング」又は「スポーツクライミング」いずれかの文言が含まれる情報を集計したところ、以下のとおりである¹⁶。

2013～2022年度	件数	事件事例
高等学校	155	難易度の高い動きによりバランスを崩し、指を痛めた、脱臼をした
中学校	19	着地時にマットとマットの間に足が挟まり捻った
小学校	76	手・足を滑らし落下した際に負傷した
幼稚園、保育所、認定こども園	174	飛び降りた際に他児の足とぶつかり骨折した

事故の程度でみると、高等学校では、155件のうち骨折3件、脱臼3件となっている。小

¹⁰ 事故情報データベースの登録情報のうち、集計したクライミングに関する事故情報の「発生年月」（未記載の場合は「受付年月」）の期間を記載。

¹¹ 骨折は、治療期間1か月以上の13件のほか、不明が2件ある。

¹² 神経・脊髄の損傷は、治療期間1か月以上の2件のほか、1～2週間が1件、不明が2件ある。

¹³ 筋・腱の損傷（治療期間1か月以上）が1件、筋・腱の損傷（治療期間1～2週間）が1件、擦過傷・挫傷・打撲傷（治療期間1か月以上）が1件、擦過傷・挫傷・打撲傷（治療期間1～2週間）が1件、その他の傷病及び諸症状（治療期間1～2週間）が1件、その他の傷病及び諸症状（不明）が1件。

¹⁴ 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関（2025年4月時点で32機関）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と国民生活センターとの共同事業（2010年12月運用開始）である。

¹⁵ 「医療機関ネットワーク事業」で収集した、伝送日が事業運用開始から2024年度までの情報のうち、入力項目に「ボルダリング」又は「スポーツクライミング」いずれかの文言が含まれる事故情報の「事故発生年月」の期間を記載。

¹⁶ 事故件数は、事故原因がクライミングに関係していないものも含まれる。

学校では、76 件のうち骨折 3 件となっている。幼稚園・保育所・認定こども園では、174 件のうち骨折が 6 件となっている。

事故の発生時間帯は、高等学校では、部活動が 9 割、中学校では、部活動が約半数を占め、小学校では、休憩時間が約半数を占めている。

4 有識者による調査研究

クライミングジムやクライミングチームを対象としたアンケート調査¹⁷では、回答者 1,638 人のうち、外傷・障害の経験ありとしたものが 1,040 人 (64%)¹⁸となっており、クライミングにおいて約 6 割の者が何らかの外傷・障害を経験しているとの調査結果となっている。

重症度¹⁹別にみると、軽度 22%、軽度から中等度 20%、中等度 22%、中等度から重度が 12%、重度が 7%となっている。競技に復帰するまでに 2 週間以上を要する割合（軽度を超えるもの）は、約 6 割となっている。1 か月以上を要する割合（中等度以上）は、約 4 割となっている。

第 3 クライミング施設における課題

1 クライミング施設における事故情報の収集

民間クライミングジムは、現在 500 施設程度あるといわれている。また、「こどもが遊びで利用するような室内パーク」、「ホテルの施設内」、「公共のスタジアム・体育館」、「屋外の公園」、「保育施設」等様々な場所に設置されている実態があるが、事業者には、事故情報の行政への通知義務は必ずしもあるわけではない。

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）では、行政機関の把握した事故情報は消費者庁へ集約することとされている。小さなこどもも利用するクライミング施設において、事故が発生した場合に、事業者から行政機関に事故情報が伝達される仕組みが整っていることが必要である。

消費者安全法に基づく事故情報の集約の仕組みが整っている施設もあるが、民間クライミングジムなど急速に設置が進んでいる施設においては、事業者から行政機関に事故情報が伝達される仕組みが整っていないところもある。

そのため、事故情報を収集する仕組みを実効性のあるものとするよう、例えば、消費者安全法第 12 条に規定するものを参考に、事業者に事故情報の提供を要請することが考えられ、様々な場所に設置されているクライミング施設における事故の実態を把握することが重要である。

¹⁷ 六角智之・加藤勝行・富澤隆一郎・樋口拓哉「スポーツクライミングによるスポーツ外傷・障害の実態調査」『日本臨床スポーツ医学会誌』27 巻 3 号（2019 年）525-531 頁

(<https://rinspo.jp/journal/2010/files/27-3/525-531.pdf>)。第 460 回消費者委員会本会議資料 1-3 「スポーツクライミングによるスポーツ外傷・障害の実態と現状の調査から見えてきたこと」（加藤教授）4 頁。

¹⁸ アウトドアにおけるクライミングによる外傷・障害の経験を含む。

¹⁹ 軽度：2 週間以内に復帰、軽～中等度：2 週間～1 か月間に復帰、中等度：1～3 か月間に復帰、中等～重度：3 か月～半年間に復帰、重度：半年以上かかって復帰。

2 クライミング施設における安全面の対策

クライミングの競技会においては、安全確保のためのルールが定められている。例えば、欧州（EN）規格に基づき、施設、用品の仕様や強度基準、マットの敷設面積等が定められている。我が国でも、クライミングの競技会では、同規格を遵守することとされている。

一方で、競技とは離れ、様々な場所に設置されているクライミング施設では、必ずしも一定の規格を遵守することが法令上定められているわけではない。安全管理や事故発生時の対応等については、施設を運営する事業者の取組に委ねられており、施設によって対応の差異が生じている可能性がある²⁰。けがや事故等は自己責任であることを、利用開始の際、誓約させるクライミング施設も存在している。

事故情報データベースに登録された事故情報をみると、安全マットが劣化していた、利用者の落下場所にベンチが置かれている等、施設側における基本的な安全対策に問題があるとみられる事例や安全のための監視（指導者の設置等）がなされていないとみられる事例もみられた。

事業者からも、クライミングが短期間に普及した結果、競技者が利用する専門施設だけでなく、小規模なジム、こどもが利用できるようなジム・公園等が増加し、施設の安全確保に課題が存在する可能性もあるといった指摘があった²¹。

以上のことから、まずは、事故情報を適切に収集し実態を踏まえた上で、安全面の対策を講じることが必要である。

第4 意見

1 クライミング施設における事故情報を把握する方策の検討

（説明）

消費者事故等に関する情報の集約について、消費者安全法では、関係行政機関は重大事故等が発生した旨の情報を得たときに消費者庁に通知する必要がある（同法第12条第1項）、消費者庁が消費者事故等に関する情報の集約等を行うこととされている（同法第13条第1項）。

クライミング施設については、消費者安全法に基づく事故情報の集約の仕組みが整っている施設もあるが、民間クライミングジムなど急速に設置が進んでいる施設においては、事業者から行政機関に事故情報が伝達される仕組みが整っていないところもある。

まずは、クライミングジムなどにおける運動・スポーツ中の事故情報等を把握する方策を検討することが必要である。

（必要な対策）

スポーツ庁は、関係省庁等と連携し、クライミングジムで発生した事故情報等を把握する方策を検討すること。

²⁰ 第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」（東商アソシエート）9頁。

²¹ 第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」（東商アソシエート）9頁及び15頁。

2 クライミング施設における消費者安全に関する取組の強化

(説明)

本件では、クライミング施設として、スポーツクライミングの競技施設だけでなく、民間のクライミングジムや遊具的なクライミング・ウォールを設置している学校、遊戯施設、公園等も対象としており、また、安全対策は、施設運営上のリスク認識だけでなく、技術的な知識も必要と考えられるところ、関係行政機関が連携して対策を講じる必要がある。

具体的には、既存の対策等の整理を含め新たな安全対策等の策定の必要性を検討し、その上で必要に応じ新たな安全対策等を策定し、それらの安全対策等について関係事業者に対して実施を徹底させることが必要であると考えられる。

(必要な対策)

スポーツ庁、こども家庭庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省は、それぞれ適切に事故情報を収集した上で、関係事業者が実施すべき安全面に関する対策等について、連携して、安全対策等の策定等（既存の対策等の整理を含む。）に向けた措置を講じ、関係事業者に対してその実施を徹底させるための措置を講ずること。

3 消費者への注意喚起

(説明)

スポーツクライミングは、特に「ボルダー」にあってはロープ等の安全装置を装着する必要がなく気軽に参加することが可能である一方、高い壁を生身で登るため、安全でない体勢で落下すると、大きな事故につながる可能性がある。そうしたことから、有識者からは、消費者は、リスクを十分に認識し、経験者の指導等を通じて確実に安全な技術を体得することが大切との指摘があった²²。また、実施前の十分なストレッチ、擦過傷の措置、終了後の身体へのケアに関する知識も得て臨んでほしいとの指摘もあった²³。

公園等にもクライミング・ウォールがあり、幼児を含め様々な利用者がいる。スポーツクライミングと高さや利用者の違いはあるものの、安全面に注意して利用しないと、落下して大きな事故につながる可能性がある。

クライミング施設に係る消費者事故の防止のため、今後策定される安全面に関する対策等について、消費者に適時適切に周知することが必要である。

(必要な対策)

消費者庁は、クライミング施設に係る消費者事故の防止のため、今後策定される安全面に関する対策等について、消費者に適時適切に周知すること。

²² 第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」（東商アソシエート）16頁。

²³ 第460回消費者委員会本会議資料1-3「スポーツクライミングによるスポーツ外傷・障害の実態と現状の調査から見えてきたこと」（加藤教授）9頁。

参考資料1 事故情報データベースによる事故事例

発生年月	事故の概要	傷病内容 ／傷病の程度
2011年2月	キッズランドの平日限定パスポートを購入して子供と利用していたが、子供が遊具内で高いところから落ちて歯が折れた。	その他の傷病及び諸症状 ／1～2週間
2012年4月	友人がボルダリング中に落下し左足首複雑骨折、脱臼、靭帯断裂し入院。全治3ヶ月予定。ジムは一切責任を負わず納得いかない。	骨折 ／1カ月以上
2012年7月	昨年7月クライミングジムの3か月コースに入会したが1か月で指を痛め休会。最近退会を申し出て2か月分の返金を申し出たが拒否	筋・腱の損傷 ／1カ月以上
2013年5月	知人がボルダリングジムでクライミング中に落下。下に敷いていた安全マットが劣化していて足を複雑骨折をした。賠償希望。	骨折 ／1カ月以上
2015年1月	クライミングジムで妻が落下し入院、事故の前に料金の割引がある年間契約を結んだ、しかし妻はジムを利用できない、解約希望。	骨折 ／1カ月以上
2015年3月 (受付年月)	友人がスポーツクラブでクライミングをしている最中にけがをしてクラブに行けなくなり解約を申し出たが、返金できないと言われた	その他の傷病及び諸症状 ／不明
2015年7月	娘がクライミングジムでボルダリング中に落下。腰を打って背骨を圧迫骨折し、入院した。施設に責任を求められないか。	神経・脊髄の損傷 ／1カ月以上
2015年10月	3日前、ジムでボルダリング中に落下しコンクリート床に強打した為、右足首を骨折して入院中である。施設に補償を求めたい。	骨折 ／1カ月以上
2018年1月 (登録年月)	体験学習で、ウォールクライミングに参加した。活動の終盤に、ペアになった生徒とのコミュニケーションがうまくとれず、高所から落下した。	神経・脊髄の損傷 ／不明
2018年7月	ボルダリングのジムを利用中、落下して骨折してしまった。	骨折 ／1カ月以上

発生年月	事故の概要	傷病内容 ／傷病の程度
2018年11月 (受付年月)	22歳の娘が4日前、ボルダリング施設にてボルダリングを初体験したが落下し腰椎を怪我した。監視もない施設側の対応に不満。	神経・脊髄の損傷 ／不明
2019年2月	海外在住。帰国時にホテルを利用し、8歳息子がホテル内施設でボルダリングを行ったところ落下して重傷。ホテルの対応に不納得。	骨折 ／1カ月以上
2020年9月	4カ月前に4回のクライミング教室を受講したが、1回目の受講で筋肉を傷め残りを受講できなかった。返金不可の対応に不満だ。	筋・腱の損傷 ／1～2週間
2021年3月	5か月前に宿泊したホテルのキッズルームで2歳の娘が怪我をした。クライミングウォールは危険で適さないと思う。	骨折 ／1カ月以上
2021年11月	小学生の息子が習い事で怪我やハラスメントにあったが、事業者はこれを認めず調停が不成立となりそうだ。どうすればよいか。	擦過傷・挫傷・打撲傷 ／1カ月以上
2022年5月	ボルダリング施設で娘が9mの地点で落下。ハーネスが緩くベルトが足に絡まり逆さ吊りになった。鞭打ちと捻挫の診断された	神経・脊髄の損傷 ／1～2週間
2022年7月	スタジアムにおいて、スポーツクライミングの競技中に選手が落下し、スポンジのクッションカバーが巻かれた柵上部に衝突し、尾てい骨を骨折。	骨折 ／不明
2023年2月	先日小雨の日に幼児の息子が公園の遊具で足を滑らし落下し左足の脛を骨折した。靴底が他のものと比較して滑りやすいと思う。	骨折 ／1カ月以上
2023年3月	ボルダリング教室で子どもが転落し肘を剥離骨折し、全治4週間程度と言われた。クーリング・オフし返金を求められるか。	骨折 ／1カ月以上
2023年4月	半年前、スポーツ施設を使用中、足を骨折。しかし、利用料が引き落とされていたので返金希望と約束したのに約束が守られない。	骨折 ／1カ月以上
2023年5月	遊戯施設のボルダリングで遊んでいたところ、着地した際に左足関節を負傷し、救急搬送。左脛骨後踝骨折、左腓骨遠位端骨折。	骨折 ／不明

発生年月	事故の概要	傷病内容 ／傷病の程度
2023年9月 (受付年月)	遊戯施設でボルダリングを行った。高所から落下した時に腕から落ちたため打撲し腫れた。足から降りるように掲示が必要だと思う	擦過傷・挫傷・打撲傷 ／1～2週間
2023年10月	遊戯施設において、幼児がボルダリングで遊んでいたところ、着地した際にマットとマットのすき間に足首が挟まって転倒し、右足首剥離骨折の重傷。	骨折 ／1カ月以上 詳細：重傷1名（5歳）
2024年1月	2日前のボルダリング中に壁の一番上から下にあった木製ベンチの下に落下した。背骨と尾てい骨を骨折したので、医療費の負担希望	神経・脊髄の損傷 ／1カ月以上
2024年8月	保育施設において、幼児らがマットを敷いてボルダリングをしていたところ、1歳児が当該マットに上がり、ボルダリングの壁から飛び降りた年長児と衝突し、右太ももの骨にひびが入る重傷。当時、職員は当該1歳児が当該マットに上がる姿を見ていたが、すぐに止めなかった。	骨折 ／1カ月以上 詳細：重傷1名（1歳）
2024年10月	20代息子がボルダリング施設で転落し腰の骨を骨折。施設は責任なしと言い誓約書通り自己責任との主張だが治療費等の補償希望だ	骨折 ／1カ月以上

出典：消費者庁・国民生活センター「事故情報データベース」(<https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>) (2025年5月30日検索)

参考資料2 第460回消費者委員会本会議において説明のあった事故事例

(ア) クライミング施設における死亡事故例

- ・関東の民間のジムのリードウォールで、利用者がロープをカラビナ（クイックドロ）に通さず登り続けたのちに墜落した。ルートが斜めに上がっていくラインだったため、墜落は「振り子状」になって、クライマーは床に頭部を打ち付けた。
- ・九州の公共のクライミング施設でキャリア 25 年程度の 70 代のクライマーが登っていた。上からロープで吊るされた状態で登るスタイルであったが、ロープの結び目に対してカラビナを掛ける位置を間違ったため、ロープがほどけて 6～7 m 墜落した。被災者は心臓にカテーテルを入れていたため、それが破損して死亡した。

出典：第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」（東商アソシエート）14頁。

(イ) クライミング施設における事故例

- ・先日、クライミングジムにて練習中に滑落しました。4 m 程度からの落下でしたが、かかとの骨を複雑骨折しました。元々、ジムには落下用の安全マットがあるのですが、クッション素材のウレタンが老朽化により割れてしまっていて尚且つ表面上ではわかりませんでした。ジム側も安全管理が出来てなかったとは話していますが、治療費、休業保証（自営飲食店で現在代理を雇い縮小営業、売上げは低下）、慰謝料は頂けるのでしょうか？施設賠償責任保険には加入しているとの話でしたが、治療費の話も事故後、一ヶ月立っても連絡も無くこちらは全治3カ月（現在、42日間の入院中）で一年後の再手術もあり、リハビリ通院や職場までの移動経費等、頭が痛い事ばかりです。

出典：第460回消費者委員会本会議資料1-1「スポーツクライミング 現状について」（日本山岳・スポーツクライミング協会）16頁。

参考資料3 クライミング施設の安全対策として考えられる事項²⁴

(施設側が取り得る対策の例)

- ・事故発生直後の搬送しやすいスペースがあるとよい。狭い階段はもつてのほか。
- ・消防署の点検を事前に受けること。
- ・新規入場者への「施設利用説明」及び「安全にクライミングが行える技能保持の確認」の徹底。
- ・クライミングマットの「敷設範囲」や「衝撃緩衝能力」に関する確認と点検。床に敷き詰める十分なクッション性のあるマットを選択し、適正な広さと高さで設置。
- ・各種支点や器具に関する日常点検・月例点検・年次点検の実行。
- ・施設スタッフの安全意識の向上と巡回の厳守。
- ・クライミング施設の広さに見合った人員配置(営業中でも受付1人という所も散見されるので、重篤な事故(外傷)が発生した場合に対処できない。)
- ・急性炎症時における救護品とアイシング備品の設置(普段は本人が備えておく必要あり。)
- ・簡易な救護マニュアルファイルの用意(素人でも措置可能な止血法)。医科学講習会で止血法など提供。)
- ・念のためのAED(所属人員は全員に講習会受講の義務付けなど期待。)
- ・できれば壁に向けてのライブカメラの設置(外傷時の状況を知るため。)
- ・JMSCAの講習会修了者からの指導を提供できるような人員配置と広報。

(消費者の留意事項)

- ・基本的にはスポーツ指導者(スポーツクライミングコーチ)の指導法に従うこと。
- ・初心者向けの指導は必ず受講に心がけてほしい(「ボルダー」では着地に伴う身体に対応動作、「リード」ではクライマーとビレイヤー²⁵のロープワークスキルを学ぶ。)
- ・「ボルダー」では落下を伴うということを認識。ロープを使うクライミングでは技術的な習得は必須。そのため安全に関するルールをよく守り、自分自身が安全にクライミングできる技術の習得ができていのかどうかを自覚する必要あり。特にロープを使用して高いクライミング・ウォールを登る種目では、インターネットを見ただけで実行するのではなく、しっかりとした経験者の指導、スクールや講習会への参加などを通じて確実に安全な技術を体得することが大切。
- ・最近ではクライミングの開始が低年齢化しているため、保護者が安全に関する対策がしっかりできている施設を選ぶこと、児童が安全意識を保有していることなどを確認する必要。
- ・クライミングジムによっては、狭小で安全な待機場所が少ない施設もある。そのため、周囲をよく観察して、自分の待機している場所は側方や後方から落下してくる人がいないかどうかよ

²⁴ 第460回消費者委員会本会議資料1-1「スポーツクライミング 現状について」(日本山岳・スポーツクライミング協会)18頁、第460回消費者委員会本会議資料1-2「消費者委員会説明資料・スポーツクライミング」(東商アソシエート)15-16頁及び第460回消費者委員会本会議資料1-3「スポーツクライミングによるスポーツ外傷・障害の実態と現状の調査から見えてきたこと」(加藤教授)9頁参照。

²⁵ ビレイヤーとは、クライマーがクライミング・ウォール等を登る際にビレイ(安全確保)する人のこと。第460回消費者委員会本会議資料1-3「スポーツクライミングによるスポーツ外傷・障害の実態と現状の調査から見えてきたこと」(加藤教授)7頁。

く見極めて待機する必要あり。

- 狭い箇所でロープを使うクライミングはしないこと。
- 十分なストレッチ後のクライミングと擦過傷の措置、クライミング終了後の身体へのケアの知識を得て楽しんでほしい（JMSCA 医科学講習会でも伝えているので、講習取得の指導者がいれば教えてくれる体制はできている。）。